

落札後の手続き

■ 糸田町への電話連絡

入札期間終了後、糸田町から最高価申込者（落札者）となった方に、連絡先などのご案内を電子メールにて送信します。

※この電子メールは入札終了日に送信します。入札した Yahoo! JAPAN ID でログインした公売物件詳細画面に「落札しました」と表示されているにもかかわらず、電子メールが届かない場合には、同じ画面で落札後の連絡先を確認しご連絡ください。

電子メールに記載された連絡先に電話し、担当者に売却区分番号、住所、氏名、日中の連絡先などを連絡してください。買受代金の納付方法など今後の手続について、担当者をご説明いたします。

■ 買受代金の納付

納付していただく金額

買受代金＝落札価額－公売保証金額

買受代金納付期限までに買受代金全額の納付を糸田町が確認できることが必要です。買受代金納付期限は、公売物件詳細画面等でご確認ください。

買受代金の納付方法は次のとおりです。

ア、糸田町の指定する口座へ銀行振込

振込手数料は落札者の負担となります。

イ、現金書留での送付（買受代金が 50 万円以下の場合に限ります。）

郵送料などは、落札者の負担となります。

ウ、郵便為替による納付

郵便為替により買受代金を納付する場合、郵便為替証書は、発行日から起算して 175 日を経過していないものに限ります。

エ、糸田町に直接持参

買受代金納付期限までに糸田町が買受代金全額の納付が確認できない場合、その財産を買い受けることができなくなり、事前に納付された公売保証金は没収し、返還しません。

■ 必要書類の提出

次の書類を糸田町に提出してください。

必要書類の提出先は、入札期間終了後に糸田町が送信する電子メールでご確認ください。

- ア、糸田町が落札者へ送信した電子メールを印刷したもの
- イ、落札者が個人の場合、運転免許証や住民票の写しなど
- ウ、落札者が法人の場合、法人の商業登記簿謄本
- エ、保管依頼書（買受代金納付時に公売財産の引き渡しを受けない場合）
- オ、送付依頼書（送付による公売財産の引き渡しを希望する場合）

必要書類は郵送（郵送料は落札者の負担となります。）又は直接糸田町に持参してください。

■ 公売財産の引渡し

糸田町の案内にしたがい、公売財産の引き渡しを受けてください。

売却決定後、糸田町が買受代金の納付を確認した後に引き渡しを受けることが可能となります。

買受代金納付時に公売財産の引き渡しを受けない場合、「保管依頼書」を提出してください。なお、保管費用が必要な場合は落札者の負担となります。

送付による公売財産の引き渡しを希望される場合、「送付依頼書」を提出してください。なお、送料は落札者の負担となります。また、極端に重い財産、大きな財産、壊れやすい財産は送付による引き渡しはできない場合があります。あらかじめ公売物件詳細画面をご確認ください。

公売財産を直接受け取られる場合は、上記必要書類とあわせ、印鑑が必要となります。引き渡し場所は、原則として糸田町の事務室内となります。

■ 代理人が落札後の手続きを行う場合

落札者ご本人が買受代金の納付や、公売財産の引き渡しを受けることができない場合、代理人がそれらの手続きを行うことができます。

代理人が手続きを行う場合、次の書類を提出してください。

- ・ 委任状
- ・ 落札者本人の印鑑証明書
- ・ 糸田町が落札者へ送信した電子メールを印刷したもの

なお、代理人が来庁する場合は、運転免許証、住民基本台帳カードなど、ご本人の写真が添付されている書面をお持ちください。免許証などをお持ちでない方は、住民票などの住所地を証する書面及びパスポートなどの写真付き本人確認書をお持ちください。

※落札者が法人の場合、その法人の従業員の方が買受代金の納付又は公売財産の引き渡しを受ける場合も、その従業員が代理人となり、委任状などが必要となります。